



目次

規 則	ページ
育成医療の給付等に要する費用の支払命令及び徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告示 字の区域及び名称の変更の届出(2件)	(市町村振興課) 4
障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障害保健福祉課) 5
障害者自立支援法施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出	(") 5
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(福祉指導課) 5
国土調査の成果の認証	(用地対策課) 5
道路の区域変更(4件)	(道路課) 6
告示(県営住宅の家賃の収納事務の委託)の一部改正	(住宅課) 6
建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課) 7
公告 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請(2件)	(県民生活・男女共同参画課) 7
高知県公安委員会告示 警備員指導教育責任者講習の実施	8
招請公告 招請(高知県立安芸病院・芸陽病院医療情報システム調達業務及び高知県立幡多けんみん病院医療情報システム調達業務の提案書の提出)の公告	(公営企業局 県立病院課) 9

規 則

育成医療の給付等に要する費用の支払命令及び徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第62号
育成医療の給付等に要する費用の支払命令及び徴収に関する規則の一部を改正する規則
育成医療の給付等に要する費用の支払命令及び徴収に関する規則(平成元年高知県規則第6号)の一部を次のように改正する。
題名中「育成医療」を「養育医療」に改め、「支払命令及び」を削る。
第1条中「児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条第4項の規定に基づく法第20条に規定する育成医療の給付(以下「育成医療の給付」という。)に要する費用の支払命令及び法第56条第7項の規定に基づく育成医療の給付に要する費用の徴収並びに同条第2項の規定に基づく法第21条の9に規定する」を「母子保健法(昭和40年法律第141号)第21条の4第1項の規定に基づく同法第20条の規定による養育医療の給付(以下「養育医療の給付」という。)に要する費用の徴収及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第2項の規定に基づく同法第20条の規定による」に改める。
第2条の見出し中「支払命令及び」を削り、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「療育の給付」を「養育医療の給付又は療育の給付」に、「その扶養義務者(以下)を「その扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により扶養の義務を負う直系血族及び兄弟姉妹等をいう。別表において同じ。)(第4条において)に、「当該給付」を「当該養育医療の給付又は療育の給付」に改め、同項を同条とする。
第3条の見出し中「支払命令額及び」を削り、同条中「前条第1項の規定により支払うべき旨を命ずべき額(以下「支払命令額」という。)及び同条第3項」を「前条」に改める。
第4条の見出し中「支払命令額等」を「徴収額」に改め、同条第1項中「、支払命令額を決定したときは児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第7条第2項に規定する育成医療券により支払義務者に」を削り、「別記第1号様式」を「、別記第1号様式」に改め、同条第2項中「支払命令額又は」を削り、「費用(支払命令額・徴収額)変更通知書により、支払義務者又は」を「費用徴収額変更通知書により」に改める。
第5条中「の施行」を「に定めるもののほか、養育医療の給付に要する費用の徴収及び療育の給付に要する費用の徴収」に、「別に」を「知事が別に」に改める。
別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

1 養育医療の給付に要する費用に係る徴収額

階層区分	世帯の階層(細)区分		基準月額	基準加算月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税世帯		2,600	260	
C階層	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯	均等割の額のみで、所得割の額のない世帯	C 1階層	5,400	540
		所得割の額のある世帯	C 2階層	7,900	790
D階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であつて、その所得税の年額が右の区分に該当するもの	所得税の年額 30,000円以下	D 1階層	10,800	1,080
		30,001円～80,000円	D 2階層	16,200	1,620
		80,001円～140,000円	D 3階層	22,400	2,240
		140,001円～280,000円	D 4階層	34,800	3,480
		280,001円～500,000円	D 5階層	49,400	4,940
		500,001円～800,000円	D 6階層	65,000	6,500
		800,001円～1,160,000円	D 7階層	82,400	8,240
		1,160,001円～1,650,000円	D 8階層	102,000	10,200

1,650,001円～2,260,000円	D 9 階層	123,400	12,340
2,260,001円～3,000,000円	D 10 階層	147,000	14,700
3,000,001円～3,960,000円	D 11 階層	172,500	17,250
3,960,001円～5,030,000円	D 12 階層	199,900	19,990
5,030,001円～6,270,000円	D 13 階層	229,400	22,940
6,270,001円以上	D 14 階層	全額	左の基準月額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円

2 療育の給付に要する費用に係る徴収額

階層区分	世帯の階層(細)区分	基準月額	基準加算月額
A 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B 階層	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税世帯	2,200	220
C 階層	A 階層及びD 階層を除き、当該年度分の市町村均等割の額のみで、所得割の額のない世帯	C 1 階層 4,500	450
	所得割の額のある世帯	C 2 階層 5,800	580

階層	民税の課税世帯	所得税の年額	階層	階層	階層
D 階層	A 階層及びB 階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税の年額が右の区分に該当するもの	4,800円以下	D 1 階層	6,900	690
		4,801円～9,600円	D 2 階層	7,600	760
		9,601円～16,800円	D 3 階層	8,500	850
		16,801円～24,000円	D 4 階層	9,400	940
		24,001円～32,400円	D 5 階層	11,000	1,100
		32,401円～42,000円	D 6 階層	12,500	1,250
		42,001円～92,400円	D 7 階層	16,200	1,620
		92,401円～120,000円	D 8 階層	18,700	1,870
		120,001円～156,000円	D 9 階層	23,100	2,310
		156,001円～198,000円	D 10 階層	27,500	2,750
		198,001円～287,500円	D 11 階層	35,700	3,570
		287,501円～397,000円	D 12 階層	44,000	4,400
		397,001円～929,400円	D 13 階層	52,300	5,230
		929,401円～1,500,000円	D 14 階層	80,700	8,070
		1,500,001円～1,650,000円	D 15 階層	85,000	8,500
		1,650,001円～2,260,000円	D 16 階層	102,900	10,290
		2,260,001円～3,000,000円	D 17 階層	122,500	12,250
		3,000,001円～3,960,000円	D 18 階層	143,800	14,380
		3,960,001円以上	D 19 階層	全額	左の基準月額の10パーセントに相当

					する額。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円
--	--	--	--	--	-------------------------------------

- 備考 1 この表において、「均等割の額」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額を、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割の額(当該所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項の規定は、適用しないものとする。)をいい、同法第323条の規定に基づく市町村民税の減免があった場合には、そのことを考慮するものとする。
- 2 この表において、「所得税の年額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の年額をいう。ただし、当該所得税の年額を計算する場合には、次に掲げる規定は、適用しないものとする。
- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 3 この表において、「全額」とは、養育医療の給付又は療育の給付を受けた者(以下「被措置者」という。)の当該養育医療の給付又は療育の給付に要した費用について、知事の支弁すべき額又は当該費用の総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた残りの額をいう。
- 4 世帯の階層区分の認定は、被措置者並びにその属する世帯の構成員及びそれ以外の方で現に当該被措置者を扶養しているもののうち、当該被措置者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税及び所得税の課税の有無

により行うものとする。

5 被措置者及びその扶養義務者の当該年度分の市町村民税の額又は前年分の所得税の年額が判明しない場合は、判明するまでの期間は、前年度分の市町村民税の額又は前前年分の所得税の年額によるものとする。

6 同一世帯から2人以上の被措置者が同時に養育医療の給付又は療育の給付を受ける場合においては、その月の徴収額が最も多額な被措置者以外の被措置者については、「基準加算月額」欄の額により徴収額を算定するものとする。

7 徴収額は、月額により決定するものとする。ただし、月の途中で養育医療の給付又は療育の給付が開始され、又は終了した場合の当月分の徴収額(養育医療の給付に要した費用の額に係る徴収額にあってはD14階層に係るものを、療育の給付に要した費用の額に係る徴収額にあってはD19階層に係るものを除く。)は、次の算式により算定した額(養育医療の給付に要した費用の額に係る徴収額にあっては1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、療育の給付に要した費用の額に係る徴収額にあっては10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。

$$\frac{\text{基準月額又はその月の給付を受けた日数}}{\text{基準加算月額}} \times \frac{\text{その月の実日数}}{\text{その月の実日数}}$$

8 この表の規定により算定した額が養育医療の給付に要した費用の額又は療育の給付に要した費用の額を超える場合には、この表の規定にかかわらず、徴収額は、当該費用の額とする。

9 徴収額は、養育医療の給付に要した費用の額に係るものにあっては1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、療育の給付に要した費用の額に係るものにあっては10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第4条関係)

<p>費用徴収額決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p>養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、あなたが負担する額を次のとおり決定しましたので、通知します。</p>			
給付の種類		公費負担医療の受給者番号	
給付を受ける者の氏名			
決定した徴収額	月額	円	
<p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。)提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p>			

第2号様式（第4条関係）

費用徴収額変更通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事



養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、あなたが現在負担している額を次のとおり変更しましたので、通知します。

給付の種類		医療券等の交付年月日	年 月 日
給付を受ける者の氏名			
変更後の徴収額	月額	円	変更後の額が適用される月 年 月から
変更前の徴収額	月額	円	変更理由

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第451号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、佐川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
西山	大サコ	1461から1466まで	西山	朱力大サコ

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地及び町有地の全部を含むものとする。

高知県告示第452号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、香南市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
吉川町 古川	松ヶ瀬	1568の5から1568の11まで、1568の15から1568の18まで、1568の21から1568の25まで、1568の27、1568の32から1568の34まで、1568の40から1568の44まで、1568の49、1568の51、1568の52、1568の57、1568の61から1568の71まで、1568の80から1568の86まで、	吉川町 古川	外松ヶ瀬

1568の88、1568の90から1568の93まで、1568の97、1568の102から1568の105まで、1568の121、1568の122、1568の126、1569の19、1569の20、1569の23、1569の25、1569の27、1569の29、1569の33、1569の35、1569の39から1569の42まで、1569の46から1569の51まで、1569の55、1569の76、1569の77、1569の79、1569の80

1568の1、1568の4、1568の12、1568の13、1568の19、1568の20、1568の28、1568の30、1568の31、1568の35から1568の38まで、1568の45から1568の48まで、1568の59、1568の60、1568の72、1568の75から1568の79まで、1568の95、1568の96、1568の98から1568の101まで、1568の106から1568の119まで、1568の123から1568の125まで、1569の2、1569の13から1569の18まで、1569の21、1569の22、1569の24、1569の26、1569の28、1569の30から1569の32まで、1569の36、1569の43、1569の57から1569の65まで、1569の69から1569の73まで、1569の75、1569の78、1569の81から1569の83まで、1569の96、1569の97

南松ヶ瀬

備考 この表に表示されている区域に隣接する道路である市有地の一部を含むものとする。
高知県告示第453号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名（担当している自立支援医療の種類に関するもの）	診療科において担当している自立支援医療の種類	指定年月日
リード薬局 バイパス店	南国市明見800-2			平成20年4月1日
変電所通薬局	土佐市高岡町甲919-5			〃
くれ薬局西店	高岡郡中土佐町久礼6589-1			〃

高知県告示第454号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名（担当している自立支援医療の種類に関するもの）	診療科において担当している自立支援医療の種類	業務の廃止年月日

キョウニン堂薬局	土佐市高岡町乙27-1 土佐ショッピングセンター内			平成20年1月31日
----------	---------------------------	--	--	------------

高知県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成20年2月1日	佐川町高岡郡佐川町甲1650-2	佐川町デイサービスセンター斗賀野荘 高岡郡佐川町中組50-1 通所介護 介護予防通所介護
平成20年2月10日	医療法人裕貴会 高岡郡四万十町仁井田770番地2	指定居宅介護支援事業所裕貴 高岡郡四万十町仁井田770番地2 居宅介護支援
平成20年3月31日	室戸市 室戸市浮津25番地1	室戸市地域包括支援センター 室戸市領家87番地 介護予防支援
〃	有限会社スーパーストア富士屋 南国市後免町2-1-19	富士屋ベターライフ土佐山田 香美市土佐山田町宝町一丁目1番29号 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第456号

室戸市佐喜浜の一部地区及び香美市香北町有瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同

条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 室戸市
 - 香美市
- 調査を行った地域及び時期
 - 室戸市佐喜浜の一部
平成18年度及び平成19年度
 - 香美市香北町有瀬の一部
平成17年度及び平成18年度
- 成果の名称
 - 室戸市地籍図及び地籍簿
 - 香美市地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成20年7月11日

高知県告示第457号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幅多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 宿毛津島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町楠山字北久山439番1地先から 宿毛市橋上町楠山字北久山1163番4まで	前	4.1 16.6	372
	後	7.7 22.9	371

高知県告示第458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幅多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 下田港
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市鍋島字サギガトマリ1409番口から 四万十市鍋島字サギガトマリ1410番1まで	前	12.0 23.0	38
	後	10.0 12.0	38

高知県告示第459号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幅多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 宿毛宗呂下川口
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町石原字黒岩1867番1	前	5.2 22.6	161
	後	10.4 22.6	161

高知県告示第460号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川中土佐
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町久礼字ヒノタノ前9248番から 高岡郡中土佐町久礼字植木ノ本1991番3まで	前	5.0 8.2	691
	後	5.2 10.2	691

高知県告示第461号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき県営住宅(大津団地、介良団地、柳ノ内団地、行当団地、土佐山田団地、桜ヶ丘団地、別所山団地、日高団地、元団地、十津南団地、春野団地、天神南団地、鏡野団地、窪川団地、奈半利団地、佐喜浜団地、赤岡団地、安芸東団地、野根団地、田野団地、南国団地、中村団地、桜川団地、吉川団地、土佐団地、清水団地、赤岡東団地、佐川団地、日高東団地、宿毛団地、宝永団地、中村北団地、奈半利東団地、佐賀団地、本山団地、田野西団地、土佐南団地、吉川西団地、野根第二団地、野根、大方団地、菜生団地、竹島団地及び羽根第二団地に限る。)の家賃の収納事務を平成20年4月1日から高知市瀬戸東町三丁目22 矢野伸昌に委託したので、平成14年1月高知県告示第18号(県営住宅の家賃の収納事務の委託)の一部を次のように改正する。

平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 2を次のように改める。
2 委託に係る県営住宅の名称及び位置
団地名 位置

鏡水 高知市上町四丁目
 大津 " 大津
 若草町 " 若草町
 若草南 " 若草南町
 介良 " 介良
 船岡 " 神田
 小高坂三の丸 " 平和町
 宇治 吾川郡いの町
 長浜馬場の西 高知市長浜
 柳ノ内 室戸市室津
 行当 " 元
 土佐山田 香美市土佐山田町
 鏡川 高知市鴨部一丁目
 潮江 " 小石木町
 船岡南 " 神田
 桜ヶ丘 安芸市桜ヶ丘町
 沖田 高知市朝倉
 別所山 香南市赤岡町
 日高 高岡郡日高村
 元 室戸市元
 十津南 高知市十津五丁目
 春野 " 春野町内ノ谷
 天神南 安芸郡奈半利町
 鏡野 香美市土佐山田町神母ノ木
 窪川 高岡郡四万十町
 奈半利 安芸郡奈半利町
 佐喜浜 室戸市佐喜浜町
 蒲原 南国市岡豊町蒲原
 赤岡 香南市赤岡町
 安芸東 安芸市川北
 野根 安芸郡東洋町
 横浜 高知市横浜新町二丁目
 田野 安芸郡田野町
 南国 南国市小籠二丁目
 中村 四万十市中村丸の内
 桜川 須崎市押岡
 吉川 香南市吉川町吉原
 土佐 土佐市蓮池
 清水 土佐清水市幸町
 赤岡東 香南市赤岡町
 十市 南国市緑ヶ丘一丁目
 佐川 高岡郡佐川町
 日高東 " 日高村
 宿毛 宿毛市平田町
 宝永 安芸市宝永町

中村北 四万十市安並
 鴨部 高知市鴨部二丁目
 奈半利東 安芸郡奈半利町
 佐賀 幡多郡黒潮町
 本山 長岡郡本山町
 横浜第二 高知市横浜新町一丁目
 田野西 安芸郡田野町
 土佐南 土佐市蓮池
 吉川西 香南市吉川町吉原
 羽根 室戸市羽根町
 野根第二 安芸郡東洋町
 大方 幡多郡黒潮町
 菜生 室戸市室戸岬町
 竹島 高知市南竹島町
 朝倉 " 朝倉本町一丁目
 羽根第二 室戸市羽根町
 八反町 高知市八反町二丁目

高知県告示第462号
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
 平成20年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市	908番2	6.01	118.81	
町大谷字中ノ坪	909番1	4.91	12.95	
香南市野市	920番9			
町大谷字七反田				

 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。
 なお、関係書類は、平成20年6月30日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
 平成20年6月30日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年6月30日	特定非営利活動法人ボランティア高知	友村 正	高知市大津甲581番地1	この法人は、高齢者・要介護者・母子家庭の自立支援、環境美化、観光のボランティア、雇用機会の拡充及び地域安全活動に関する事業等を行うと共に、他団体等のボランティア活動にもボランティアを派遣し支援する。また、まちづくりや地域に関する情報を活用し、地域の公共サービス向上のため、行政や企業を支援することにより公益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年6月30日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年6月30日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人 |        |            |            |
|-----------|------------------|--------|------------|------------|
|           | 名称               | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|           |                  |        |            |            |

|                |                               |               |                         |                                                                                                                                                               |
|----------------|-------------------------------|---------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成20年<br>6月30日 | 特定非<br>営利活<br>動法人<br>あさひ<br>会 | 田中<br>き<br>よむ | 高知市<br>赤石町<br>73番2<br>号 | この法人は、障害児者および高齢者、子ども、とその家族・地域住民（以下「障害者等」という）にかかわる相談活動、調査・研究活動、研修活動、情報提供活動、交流活動、小規模作業所設置等、生活・介護への支援に関する事業を行うことにより、障害者等の福祉・教育・医療・保健の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。 |
|----------------|-------------------------------|---------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

-----  
公安委員会告示  
-----

高知県公安委員会告示第11号  
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。  
 平成20年7月11日  
 高知県公安委員会委員長 近森 正幸

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分  
 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

(2) 種別  
 ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）  
 イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日  
 ア 新規取得講習  
 平成20年9月11日（木）から同月19日（金）まで（日曜

日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習  
 平成20年9月18日（木）及び19日の2日間

(4) 実施場所  
 高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ

2 受講者定員  
 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。  
 (1) 新規取得講習 25人  
 (2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者  
 (1) 新規取得講習  
 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。  
 ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者  
 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者  
 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの  
 エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者  
 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習  
 受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法  
 (1) 受講希望の事前申込方法  
 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以

下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。  
 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。  
 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間  
 ア 平成20年8月18日（月）及び19日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。  
 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。  
 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法  
 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。  
 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成20年8月20日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。  
 ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続  
 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間  
 平成20年8月25日（月）から同月27日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。  
 なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先  
 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類  
 ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）をはり付けたもの）1通  
 イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面1通  
 (ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する



警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

招 請 公 告

次のとおり、高知県立安芸病院・芸陽病院医療情報システム調達業務及び高知県立幡多けんみん病院医療情報システム調達業務の提案書の提出を招請します。

平成20年7月11日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

1 業務の概要

(1) 対象業務

ア 高知県立安芸病院・芸陽病院医療情報システム調達業務

イ 高知県立幡多けんみん病院医療情報システム調達業務

(2) 対象業務の特質等

提案依頼書による。

(3) 履行期限

平成21年3月31日(火)

(4) 納入場所

ア 安芸市宝永町1-32

高知県立安芸病院

安芸市宝永町3-33

高知県立芸陽病院

イ 宿毛市山奈町芳奈3-1

高知県立幡多けんみん病院

(5) 見積書の記載方法

契約に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、提案書の提出者は、見積もった契約金額(消費税に係る課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額)を見積書に記載すること。

2 提案書の提出者に要求される資格

提案書を提案することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たし、かつ、3の(3)により事前に確認を受けた者とする。

なお、2者以上による共同提案は可能とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における平成18~20年一般(指名)競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)に登録されている者又は契約の締結時まで登録が予定されている者であること。

(3) この招請公告の日から当該業務の提案書の提出の日までの間に高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 300床以上の都道府県立又は市町村立(一部事務組合立を含む。)の一般病院における同種のシステム調達業務であつて、平成15年度以降に完了したものの実績が5件以上あること。

3 提案書等の提出場所等

(1) 提案書等の提出場所及び問い合わせ先

ア 郵便番号784-0027

安芸市宝永町1-32

高知県立安芸病院経営企画課

電話番号0887-34-3111(代表)

ファクシミリ番号0887-34-2687

イ 郵便番号788-0785

宿毛市山奈町芳奈3-1

高知県立幡多けんみん病院経営企画課

電話番号0880-66-2222(代表)

ファクシミリ番号0880-66-2111

(2) 提案依頼書等の交付の期間及び場所

平成20年7月11日(金)から同月22日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)に(1)の場所及び次の場所で交付する。

郵便番号780-8570

高知市丸の内一丁目7-52

高知県公営企業局県立病院課

電話番号088-821-4634

(3) 参加意思通知書の提出の期限、場所及び方法

平成20年7月22日午後5時までに(1)の場所に持参、郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)又は宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)で提出し、提案書の提出者の資格があることの確認を受けなければならない。

(4) 提案書の提出の期限、場所及び方法

平成20年7月11日から同年9月4日(木)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)に(1)の場所に持参、郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)又は宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)で提出すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号)第22条及び第23条の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(5) 詳細は、実施要領及び提案依頼書による。

5 Summary

(1) The nature and quantity of equipment or service to be proposed:

(a) Kochi Prefectural Aki and Geiyo Hospital Medical Information System Supply Duties.

(b) Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital Medical Information System Supply Duties.

(2) Deadline to express interest: 5:00 P.M. on Tuesday 22 July 2008

(3) Deadline to submit proposal: 5:00 P.M. on Thursday 4 September 2008

(4) Contact address:

- (a) The Management Planning Division of the Kochi Prefectural Aki Hospital, 1-32 Hiei-cho, Aki City, Kochi 784-0027 Japan  
Tel: 0887-34-3111 Fax: 0887-34-2687
- (b) The Management Planning Division of the Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital, 3-1 Yoshina Yamana-cho, Sukumo City, Kochi 788-0785 Japan  
Tel: 0880-66-2222 Fax: 0880-66-2111